

文京区国土強靱化地域計画（概要版）

令和4年3月策定

第1章 計画策定の趣旨

1. 計画策定の趣旨

文京区は、区民や来訪者等の生命と財産を保護し、経済社会活動を安全に営むことができる災害に強いまちづくりに向けて、文京区の地域特性、想定される自然災害に対する脆弱性を踏まえた施策や取組を総合的かつ計画的に進めるため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づいて、「文京区国土強靱化地域計画（以下「本計画」という。）」を策定する。

【国土強靱化と防災の違いについて】

強靱化	強靱性とは、「強くしなやかな」という意味であり、「レジリエンス※1」とも訳されている。「国土強靱化」とは、国土や経済、地域社会が災害にあっても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を持つことを目指すものである。
防災	「防災」は、基本的には、地震や洪水などを特定し、それに対する対応を取りまとめるものである。「文京区地域防災計画」では、「震災対策」、「風水害対策」に対応する事項を整理して計画を作成している。

※1 レジリエンス 本来は心理学の用語で「逆境や困難等に直面した時に、適応する精神力」という意味で使用されていたものが、次第に防災・減災等の分野においても使用されるようになった。

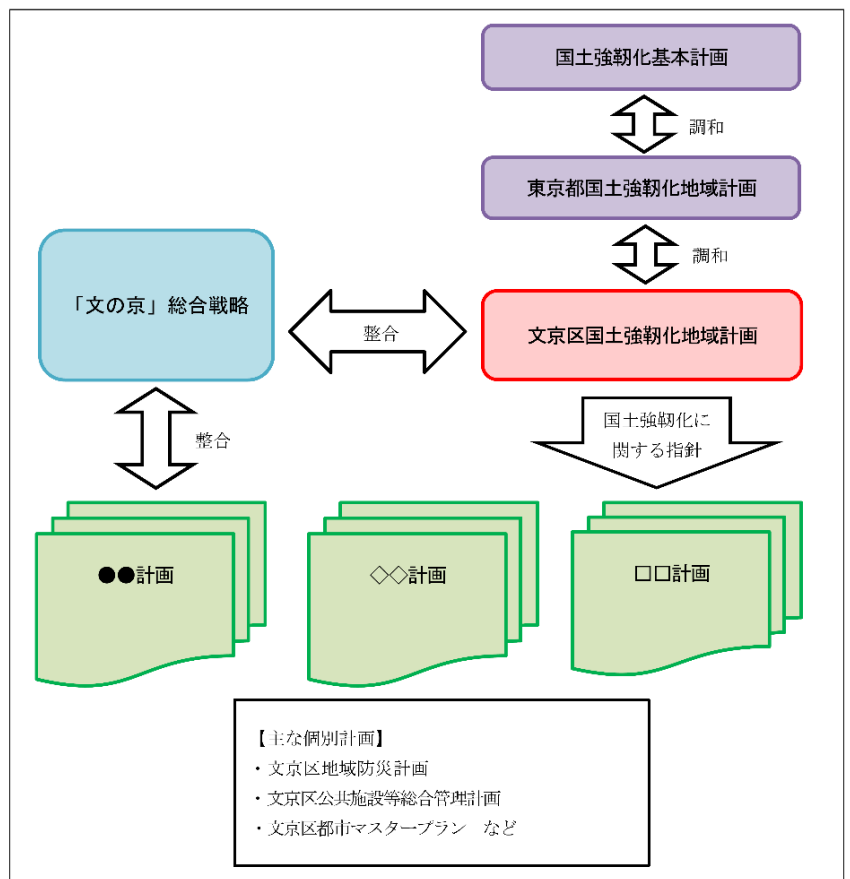
2. 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化に関する施策や取組を総合的かつ計画的に推進するための指針として位置付ける。

また、区の最上位計画である「文の京」総合戦略（令和2年3月策定）との整合を図るものである。

なお、本計画は、「国土強靱化基本計画」及び「東京都国土強靱化地域計画」と調和を保つものである。

【「文の京」総合戦略と文京区国土強靱化地域計画の関係性】



3.計画策定の手法

強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進するため、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」（内閣府）を参考に、次の手順によって、本計画を策定する。

【計画策定の手順】

- (1) 強靱化の基本目標を設定
- (2) 事前に備えるべき目標及び起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）の設定
- (3) 強靱化施策分野の設定
- (4) 脆弱性の分析・評価及び課題の検討
- (5) 対応方策の検討

第2章 計画の推進

1.計画の推進

本計画は、本区における国土強靱化施策を推進するための基本的な指針であるが、本区の各個別計画に位置付けられた取組を着実に実施することが国土強靱化の推進につながるものである。

また、本区の強靱なまちづくりを進めるためには、自助・共助・公助の理念に基づき、区民、地域活動団体、非営利活動団体、事業者等を含めた文京区が総力を挙げて、主体的に取り組むことが必要である。本計画によって、各主体が参加した取組を双方向のコミュニケーションにより促進していく。

2.計画の見直し

本計画は、今後の社会経済情勢の変化や「国土強靱化基本計画」がおおむね5年ごとに見直されることなどを考慮し、必要に応じて見直しを図るものとする。

第3章 文京区の地域特性

1.位置・地形

本計画は、文京区の地域特性、想定される自然災害に対する脆弱性を踏まえた施策や取組を総合的・計画的に進めるものであるため、本区の位置及び地形等を記載する。

2.人口

住民基本台帳人口（令和3年10月1日現在）及び国勢調査結果より、住民基本台帳人口、昼間・夜間人口及び流出・流入人口等を記載する。

第4章 想定される主な自然災害等

起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を設定するに当たり、本区においては、特に影響のある「地震」、「水害」、「土砂災害」及び「複合災害等」を想定される自然災害等とする。

1.地震

東京都が平成24年（2012年）4月に公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」のうち、東京北部地震を基に、本区での被害が最大となる「東京湾北部地震マグニチュード(M)7.3」を本計画における地震の想定規模とする。

【東京湾北部地震マグニチュード(M)7.3における区の被害想定】

(冬の夕方午後6時、風速8m/秒)

区 分		被害想定
建 物 被 害 (全 壊)	建 物 全 壊	3,602 棟
	ゆ れ	3,543 棟
	木 造	3,141 棟
	非 木 造	402 棟
	液 状 化	5 棟
	急 傾 斜 地 崩 壊	54 棟
火 災	火 災 件 数	22 件
	焼失棟数(全壊建物を含む。)	2,443 棟
	焼失棟数(全壊建物を含まない。)	2,259 棟
人 的 被 害	死 者	253 人
	負 傷 者 (内 重 傷 者)	4,217 人 (608 人)
そ の 他	帰 宅 困 難 者	131,632 人
	避 難 者 の 発 生	61,865 人
	避 難 所 生 活 者	40,213 人
	エ レ ベ ー タ ー 停 止 台 数	267 台
	避 難 行 動 要 支 援 者 死 者 数	81 人
	自 力 脱 出 困 難 者 発 生 数	1,592 人
	震 災 廃 棄 物	107 万トン

2.水害

東京都が作成した「神田川流域浸水予想区域図」（平成30年3月30日改定）等において、想定し得る最大規模の降雨（総雨量690mm・時間最大雨量153mm）を本計画における降雨の想定規模とする。

「神田川流域浸水予想区域図」では、神田川沿いの地域で最大で3.0m～5.0mの浸水が想定されている。

なお、神田川沿い以外の地域でも、一部地盤が低い箇所等において、内水氾濫による浸水が想定されている。

3.土砂災害

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、東京都が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）を指定しており、区内では、土砂災害警戒区域が計 107 か所、うち土砂災害特別警戒区域が計 64 か所の指定があるため、同区域を土砂災害の想定区域とする。

4.複合災害等

地震災害と風水害が複合する災害に加え、社会的影響が大きい新型感染症も連続的に生起することが想定される。

なお、富士山噴火による降灰等については、国及び東京都の今後の動向を踏まえて検討する。

第5章 基本的な考え方

1.国土強靱化の基本目標

本計画では、本区の地域特性やリスク等を踏まえ、いかなる災害が発生しても、強さとしなやかさを持ち、更には、「文の京」総合戦略で示している SDGs※2 及び Society5.0※3 の視点を生かした安全・安心かつ持続可能で豊かな地域社会の実現に向けて、次の 4 つを基本目標として設定した。

【強靱化の基本目標】

- (1) 人命の保護が最大限に図られること
- (2) 都市の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持されること
- (3) 区民の財産及び公共施設の被害が最小限に抑えられること
- (4) 迅速な復旧復興を推進すること

※2 SDGs 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

※3 Society5.0 情報社会（Society4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国が目指すべき未来社会の姿として提唱した。サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会をいう。

2. 事前に備えるべき目標等

「1 国土強靱化の基本目標」で設定した国土強靱化の4つの基本目標に基づき、「国土強靱化基本計画」、「東京都国土強靱化地域計画」で設定されている推進目標及び起きてはならない最悪の事態を踏まえ、区の地域特性や想定される災害等に対し、8つの「事前に備えるべき目標」、28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1	老朽化が進行した家屋や耐震性の低い家屋等の倒壊による死傷者が多数発生
	1-2	木造住宅密集地域を中心に大規模な延焼火災による死傷者が多数発生
	1-3	不特定多数が集まる施設の倒壊や火災の発生による死傷者が多数発生
	1-4	異常気象に伴う広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者が多数発生
	1-5	土砂災害警戒区域等における土砂災害の発生による死傷者が多数発生
	1-6	建物の倒壊や交通渋滞等に伴う避難路の通行不能による死傷者が多数発生
	1-7	情報伝達の不備による避難行動の遅れ等で死傷者が多数発生
大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む。）	2-1	食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	救助・救急、医療活動等のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-4	大量かつ長期の帰宅困難者への食料・飲料水等の供給不足
	2-5	医療・保健・福祉関係者及び関係施設の絶対的不足並びに被災及び支援ルートの途絶による医療・保健・福祉機能の麻痺
	2-6	疫病・感染症等の大規模発生
	2-7	劣悪な避難生活環境や不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化及び死者の発生
	2-8	通学者や、アミューズメント施設、商業施設等の来訪者が帰宅困難者として多数発生
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2	区職員が行う災害対応業務の長期化や増加並びに区職員及び区施設の被災による行政機能の大幅な低下
大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
大規模自然災害発生後であっても、経済活動（サプライチェーン※4を含む。）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	食料等の安定供給の停滞

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）	
大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	ライフライン（電気、燃料等）の長期にわたる機能停止
	6-2	地域交通ネットワークが分断する事態
制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地の大規模火災の発生
	7-2	沿線・沿道の建物倒壊に伴う道路閉塞から生じる交通麻痺
大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

※4 サプライチェーン 製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、販売、消費までの全体の一連の流れのこと。「供給連鎖」とも呼ばれる。

3.国土強靱化施策分野

「文の京」総合戦略の基本政策に基づき、以下の6つの施策分野を設定するとともに、施策分野と事前に備えるべき目標等との関係性を別表に取りまとめた。

【国土強靱化施策分野】

- (1) 子どもたちに輝く未来をつなぐ
- (2) 健康で安心な生活基盤の整備
- (3) 活力と魅力あふれるまちの創造
- (4) 文化的で豊かな共生社会の実現
- (5) 環境の保全と快適で安全なまちづくり
- (6) 持続可能な行財政運営

第6章 脆弱性の評価及び対応方策

脆弱性の評価では、「第5章 基本的な考え方 2 事前に備えるべき目標等」で設定した「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに区の主な取組を整理するとともに、取組ごとに脆弱性の評価及び対応方策（93項目）を取りまとめた。